令和８年（フ）第５２２５号
大阪府吹田市内本町２丁目５番24号　(301)
債務者　仲井　宏彰
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田洋一郎
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１６号
大阪市東淀川区豊里６丁目15番３号　ハイツ友　201号
債務者　勝谷　泰己
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠藤　　歩
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２２７号
愛知県田原市神戸町堀池１番地５　青い海401号
債務者　川本妃良梨
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２３８号
函館市富岡町２丁目42番12号
債務者　後藤　亮磨（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２３９号
函館市富岡町２丁目42番12号
債務者　後藤　真優（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１８９号
千葉県東金市山田1144番地８
債務者　小島　初美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第４１８号
相模原市南区南台４丁目12番52―503号
債務者　佐藤　太一
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７３号
静岡県浜松市中央区若林町1499番地の１　セジュールマルイチＡ105、前住所静岡県浜松市中央区高丘北一丁目25番４－１号
債務者　平山　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３９４号
静岡県浜松市中央区芳川町605番地の１　ヴィラ・フィオーレ101、前住所静岡県浜松市中央区参野町103番地の１　ヴィラ・ツカサＡ101号
債務者　森川　大地
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４１３号
静岡県浜松市中央区住吉一丁目２番20号　マリカ住吉108号室
債務者　勝野　大介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１７６６号
愛知県春日井市牛山町1194番地３
債務者　長谷川茂夫
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０５４号
愛知県知多市にしの台２丁目717番地の１　Ｋ．セレブＢ
債務者　阿部　マリ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字栄78番地１
債務者　春日　雅弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４０６号
名古屋市中村区稲西町171番地　市営稲西荘408号
債務者　横井　　進
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１２号
愛知県春日井市高森台９丁目１番地１　106号棟811号室
債務者　伊藤麻里江
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４６６号
愛知県北名古屋市熊之庄小烏３番地
債務者　杉下　友紀
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７４号
福岡県久留米市荒木町荒木1694番地６
債務者　宮崎　　篤
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部